

公立大学法人広島市立大学職員懲戒規程

平成22年 6 月10日

規 程 第 4 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第47条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の職員の懲戒の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対し、戒告、減給、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の処分（以下「懲戒処分」という。）を行うときは、当該職員が就業規則に定める懲戒の事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前項の書面の交付を行うに当たり、これを受けるべき職員の所在を知ることができないときは、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合においては、同条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

4 懲戒処分の効力は、第2項の書面を職員に交付したときに発生する。

(懲戒処分の量定)

第2条の2 懲戒処分の量定は、懲戒の事由に該当すると認められる客観的事実のほか、次の各号に掲げる事項その他非違行為に係る事情を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及びその内容
- (6) 非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定の指針とするため、別に懲戒処分の標準例を定める。

(懲戒処分の審査)

第3条 職員の懲戒処分は、公立大学法人広島市立大学職員懲戒審査会（以下「審査会」

という。)の審査を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員（就業規則第2条第1項に規定するものをいう。）の懲戒処分は、法人と広島市が締結する職員の派遣に関する協定書に定める手続を経なければならない。

3 学部、研究科、広島平和研究所若しくは事務局又は附属施設・センター（以下「部局等」という。）の長は、当該部局等に所属する職員（以下「調査対象者」という。）に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その調査結果を理事長に報告するものとする。ただし、部局等の長が調査対象者となる場合はこの限りではない。

4 理事長は、前項若しくは次条第4項の報告又は他の規程による調査等の結果に基づき、懲戒に該当する非違行為があると思料するときは、審査会に対し、審査を行わせるものとする。

（調査委員会）

第3条の2 理事長は、調査対象者が部局等の長である場合、又は前条第3項の規定にかかわらず事案の内容に応じて必要と認めるときは、事実関係の調査を行うための調査委員会を置くことができる。

2 調査対象者が部局等の長である場合の調査委員会の委員は、次の各号に掲げる委員で構成する。ただし、調査対象者が委員である場合は、調査委員会から当該委員を除斥する。

- (1) 学術・社会貢献担当理事
- (2) 教育・学生支援担当理事
- (3) 法人経営担当理事
- (4) 事務局次長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて指名する者

3 調査対象者が部局等の長以外の者である場合の調査委員会の委員は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 前項第1号から第4号に規定する者のうち、理事長が事案の内容を考慮して指名する者 若干名
- (2) 前号に掲げるもののほか理事長が事案の内容を考慮して指名する者 若干名

4 調査委員会は速やかに事実関係を調査するとともに、その調査結果を理事長に報告するものとする。

(審査会の構成等)

第4条 法人に、職員の懲戒処分の審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 学術・社会貢献担当理事

(3) 教育・学生支援担当理事

(4) 法人経営担当理事

(5) 審査の対象となる者（以下「審査対象者」という。）が所属する部局等の長

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

3 審査会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 審査会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審査会は、委員長が招集する。

8 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 審査会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

11 委員が当該審査の対象となる場合は、審査会から当該委員を除斥する。

12 その他懲戒の審査に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査手続)

第5条 審査会は、審査を行うに当たっては、審査対象者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付するものとする。

2 審査会は、審査対象者が前項の説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で弁明する機会を与えるものとする。

(処分決定までの措置)

第6条 懲戒処分の決定に至るまでの間（諭旨解雇の場合にあつては、解雇に至るまでの間）において、当該職員が出勤することが適当でない、又は当該職員が業務を行うことが適当でないと理事長が認めるときは、当該職員を自宅に待機させる又は当該職員の業

務の全部又は一部を行わせない旨を指示することができる。

(減給の方法)

第7条 就業規則第45条第1項第2号に規定する減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。

3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第8条 就業規則第45条第1項第3号に規定する停職の期間は、暦日により計算する。

2 前項の期間の起算は、懲戒処分 of 効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(諭旨解雇に係る手続)

第8条の2 就業規則第45条第1項第4号に規定する諭旨解雇に係る退職の勧告は、諭旨解雇する旨を記載した書面を交付した日から10日以内を退職日とする退職願を提出するよう勧告して行う。

2 同号ただし書きに規定する勧告に応じない場合の解雇の方法は、人事委員会（公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第1項第1号に規定する人事委員会をいう。）の審議を経て、理事長が決定する。

(非常勤職員等への準用)

第9条 この規程は、公立大学法人広島市立大学非常勤職員等就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第3号）第2条に規定する非常勤職員等、公立大学法人広島市立大学特任教員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第4号）第2条に規定する特任教員及び公立大学法人広島市立大学特任職員就業規則（平成24年公立大学法人広島市立大学規則第2号）第2条に規定する特任職員について準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、労働基準法第 89 条の規定により行政官庁へ届け出た日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。